

日 薬 業 発 3 4 1 号
平成 2 3 年 3 月 1 4 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

平成 23 年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、取り急ぎ、平成 23 年 3 月 12 日付け事務連絡「東北地区太平洋沖地震への対応について」(事務連絡その 2) にて貴会事務局長あてお知らせしたところですが、改めてお知らせいたします。

本件は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地区太平洋沖地震の被災地における処方せん医薬品の取り扱いに関するものです。

今般の被災につきましては、「医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能である」とのことですが、その場合は「可能な限り医師等による薬局等への販売指示に基づき行う必要があること」(平成 17 年 3 月 30 日、薬食発第 0330016 号、厚生労働省医薬食品局長)とされていますので、その旨を十分留意されるとともに、処方せん医薬品以外の医療用医薬品の取り扱いに準じて対応されますようお願いいたします(必要最小限の数量に限定すること、販売記録の作成、薬歴管理・服薬指導の実施、対面販売、一般人を対象とする広告の禁止など)。

また、保険調剤に関する事項につきましては、現時点では被保険者証の提示ができない場合の取り扱いしか示されていません。今後、具体的な通知が示され次第、その都度お知らせしていく予定ですが、当面は「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」(平成 19 年 1 月 17 日、日本薬剤師会作成)を参考に対応していただきますようお願い申し上げます(「被災地の薬局・調剤に関する事項」、同マニュアル 17～19 頁)。

参考 「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」～災害時の救援活動と平時の防災対策
に関する指針～（平成19年1月17日、日本薬剤師会）より抜粋

【被災地の薬局・調剤に関する事項】

(1) 調剤を行う場所について

<略>

(2) 患者が処方せんを持参できない場合の保険調剤の取扱いについて

住家の全半壊等により、服薬中の薬剤を滅失した被災者が、処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えないとの解釈が、新潟県中越地震に際して厚生労働省より示された。

ア. 交通遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。単に当該患者の主治医が診療していないというだけでは認められないこと。

イ. 電話、処方せん以外のメモなどで医師からの処方内容が確認できること。また、医療機関と連絡がとれない場合であって、処方内容が安定した慢性疾患であることが薬歴などによって明らかな場合についても認めるが、その場合にあっては、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。

ウ. 必要最小限の調剤であること。

(3) 救護所等で交付された処方せんの取扱いについて

救護所等で診療を行った医師が発行した処方せんの取扱いについて、阪神・淡路大震災の際には、次のような解釈が厚生労働省より示された。

ア. 被災地の保険薬局が保険医療機関の記載がない処方せんを受け付けた場合、その処方せんが救護所、避難所救護センターなどで災害救助法に基づく医療の一環として交付されたケースでは、調剤報酬は救護所の設置主体である区市町村に請求すること。

イ. 当初の混乱等などにより、処方せんを交付した場所が救護所、県救護センター、あるいはその他の保険医療機関以外の場所であることが明らかでない場合については、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

(4) 患者が被災により被保険者証、健康手帳等を提出できない場合等の取扱いについて

医療機関では、被災患者についても原則として被保険者証等により、被保険者の資格確認を行うこととするが、患者が被保険者証、健康手帳等を提出できない場合には、次のような取扱いとすることが阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際には厚生労働省より示された。

(→ ※今回もこれまで同様、厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出済み)

ア. 被用者保険の被用者等にあつては氏名、生年月日、事業所名

イ. 国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては氏名、生年月日、住所を患者から申告を受けた上で受診取扱いを行うこと。

薬局において、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号が記載されていない処方せんを受け付けた場合は、処方せん及び患者の申告により、上記の事項を確認すること。

また、新潟県中越地震に際しては、「関係書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることが出来ない場合においても、当面、各制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等の確認で受診できること」等の取扱いが厚生労働省より示された。

(5) 一部負担金等の取扱いなどについて

阪神・淡路大震災に際しては、震災発生日現在、災害救助法の適用市区町村に住所を

有していた者であって、次のいずれかに該当する者については一部負担金が一定期間免除された。

ア. 住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災者

イ. 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った者

また、新潟県中越地震に際しては、①健康保険組合においては、保険者の判断により保険者の納付猶予を行うことができること、②国民健康保険においては、保険者の判断により一部負担金及び保険料の減免及び徴収猶予ができること、③老人保健においては、一部負担金の減免を行うことができることが、厚生労働省より示された。

(注) 一部負担金の減免・猶予は平成18年9月から健康保険及び船員保険にも拡大された。(健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて(平成18年9月14日付保発第0914001号、厚生労働省保険局保険課長通知))

(6) 調剤報酬の請求について

被災地の保険薬局が調剤録を焼失した場合等の調剤報酬の請求については、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際には、概算請求(過去3カ月の平均診療報酬支払額と、当該月の外来診療実日数を勘案した請求額とする等)の取扱いが厚生労働省から示された。(但し、災害医療法の適用となる医療については、調剤報酬支払いの対象とならない。)

また、新潟県中越地震の際には、被災した保険医療機関については、診療報酬請求期限の延期ができる取扱いが厚生労働省より示された。

(7) 保険薬局の建物が全半壊した場合の取扱いについて

阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震の際には、保険薬局が全半壊した場合において調剤を行う場合、継続性が認められる場合には、仮設の保険薬局における調剤も保険調剤として取り扱うとの解釈が示された。

(8) 介護保険に係る対応

新潟県中越地震の際には、①被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等の対応方針や、②介護保険サービス利用手続き等に関する留意事項、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免等の措置が厚生労働省より示された。

(9) 処方せん医薬品の販売

「処方せん医薬品等の取扱いについて」(平成17年3月30日付 薬食発第0330016号、厚生労働省医薬食品局長より都道府県・政令市・特別区宛)により、処方せん医薬品については平成17年4月1日より、正当な理由なく医師等の処方せんなしに販売を行ってはならないこととされた。

但し、同通知においては「『大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合』、『地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る処方せん医薬品を販売する場合』などは、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えない」との解釈が示されている。

なお、今後再び大災害が発生した場合に上記(2)～(8)と同様の措置がとられるかどうかは、災害の規模等にもよるため、災害発生時にはこれらの取扱いについて薬剤師会を通じて県市区町村に確認する必要がある。

事務連絡
平成23年3月12日

別添

事務連絡
平成23年3月12日

社団法人日本薬剤師会 御中

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の
取扱いについて (周知依頼)

厚生労働省医薬食品局総務課

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)あてに通知したので、関係
者への周知方よろしくお願ひします。

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)

昨日(平成23年3月11日)に発生いたしました、平成23年(2011年)東北地区
太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方せん医薬品の取扱いにつ
いては、下記のとおりとなりますので、被災地における処方せん医薬品を必要とする者
への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願ひします。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱
いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知
「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1(2)②に示したとおり、薬事法第49条
第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師
等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を
販売又は授与することが可能であること。

(参考)

- 薬事法(昭和35年法律第145号)
(処方せん医薬品の販売)
第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、**正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。**ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときには、この限りでない。

- 「処方せん医薬品等の取扱いについて」(平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知)

1. 処方せん医薬品について
(1) 原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新薬事法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。
なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合には、罰則が設けられているものであること。

(2) 正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。
① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合

- 地方厚生(支)局医療課
- 都道府県民生主管部(局)
- 国民健康保険主管課(部)
- 都道府県民生主管部(局)
- 後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が发出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111(内線3172)
FAX:03-3508-2746